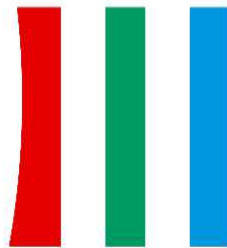


PCB廃棄物に係る 収集運搬業許可申請の手引き

(令和6年6月)



KAWASAKI CITY

川崎市環境局生活環境部
廃棄物指導課

目 次

本編	1
1 はじめに	1
2 許可申請及び届出関係	
2-1 県内他都市の許可との関連	1
2-2 PCB廃棄物の収集運搬業に係る許可申請と届出の種類	1
2-3 許可申請等の手続きの流れ	2
2-4 提出書類	4
2-5 提出方法及び注意事項	6
3 書類の記載方法	
3-1 PCB廃棄物収集運搬事業計画書	7
3-2 チェックリスト	10
資料編	11
1 各種様式	
2 要綱等本文	

1 はじめに

ＰＣＢ廃棄物の収集運搬を業として行うためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（以下「許可」という。）を受ける必要があります。本手引きは、川崎市でＰＣＢ廃棄物の収集運搬業の許可を取得するための手続きをまとめたものです。なお、許可申請書の記入方法及び注意点等は、「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可申請の手引き」をあわせて御参照ください。

2 許可申請及び届出関係

2-1 県内他都市の許可との関連

積替え保管を伴わない収集運搬業を行う場合、神奈川県内の許可を取得することにより川崎市内でも収集運搬を行うことが可能になります。県内で川崎市内のみで収集運搬を行う場合は、神奈川県の許可ではなく、川崎市の許可でも収集運搬業を行うことができます。

なお、積替え保管施設を川崎市内に設置する場合には、必ず川崎市の許可が必要となります。

表 2-1 許可の必要な自治体

神奈川県内で収集運搬を行う範囲	積替え保管なし	積替え保管あり
川崎市内のみ	川崎市（神奈川県の許可でも可）	川崎市
川崎市外でも行う	神奈川県	川崎市※ ¹

※¹ 川崎市以外で収集運搬を行う場合には、神奈川県又は当該指定都市の許可も必要になります。

※² 神奈川県の許可申請に関するお問い合わせは、<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f671/>を御参照ください。

2-2 ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業に係る許可申請と届出の種類

ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業を行う場合や、申請内容に変更があった場合などは、許可申請又は届出が必要になります。表 2-2 に一例を示しますが、不明な点があれば廃棄物指導課（電話：044-200-2593）まで御相談ください。許可申請又は届出を行わない場合、罰則が適用されることがあります。

表 2-2 許可申請又は届出の種類と各々の許可申請又は届出が必要な場合

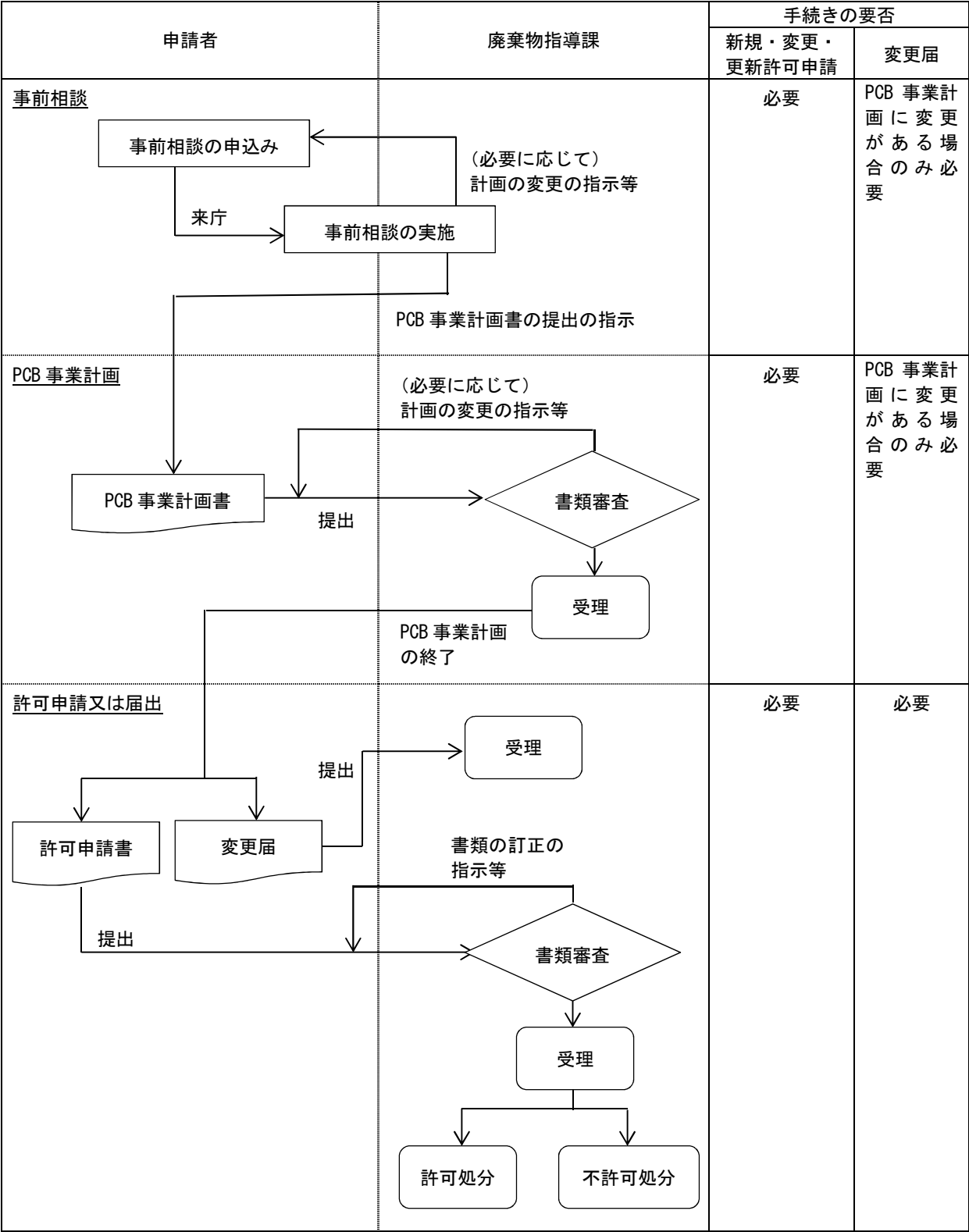
	許可申請又は届出の種類	許可申請又は届出が必要な場合
1	新規許可申請	・ 新たに特別管理産業廃棄物の収集運搬業を行う場合 ・ 個人で許可を取得していた者が法人を設立した場合 ・ 法人で許可を取得していた者が独立し、個人で事業を行う場合 ・ 許可を取得していた法人が別法人と合併等し、別法人になる場合
2	変更許可申請	・ 既に特別管理産業廃棄物の収集運搬業を取得している者が、新たにＰＣＢ廃棄物の収集運搬業を行う場合
3	更新許可申請	・ 新規許可又は更新許可から５年又は７年※が経過する場合
4	変更届	・ 許可申請した内容に変更があった場合で、変更内容が変更許可に該当しない場合
5	廃止届	・ 特別管理産業廃棄物の収集運搬業を廃止する場合
6	欠格要件該当届	・ 役員又は政令使用人が欠格要件に該当した場合

※優良認定業者の場合。優良認定制度については、<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013770.html>を御参照ください。

2-3 許可申請等の手続きの流れ

許可申請等の手続きは、積替え保管なしの場合と積替え保管ありの場合で異なります。
積替え保管なしの場合は、図 2-1、積替え保管ありの場合は、図 2-2 を御参照ください。

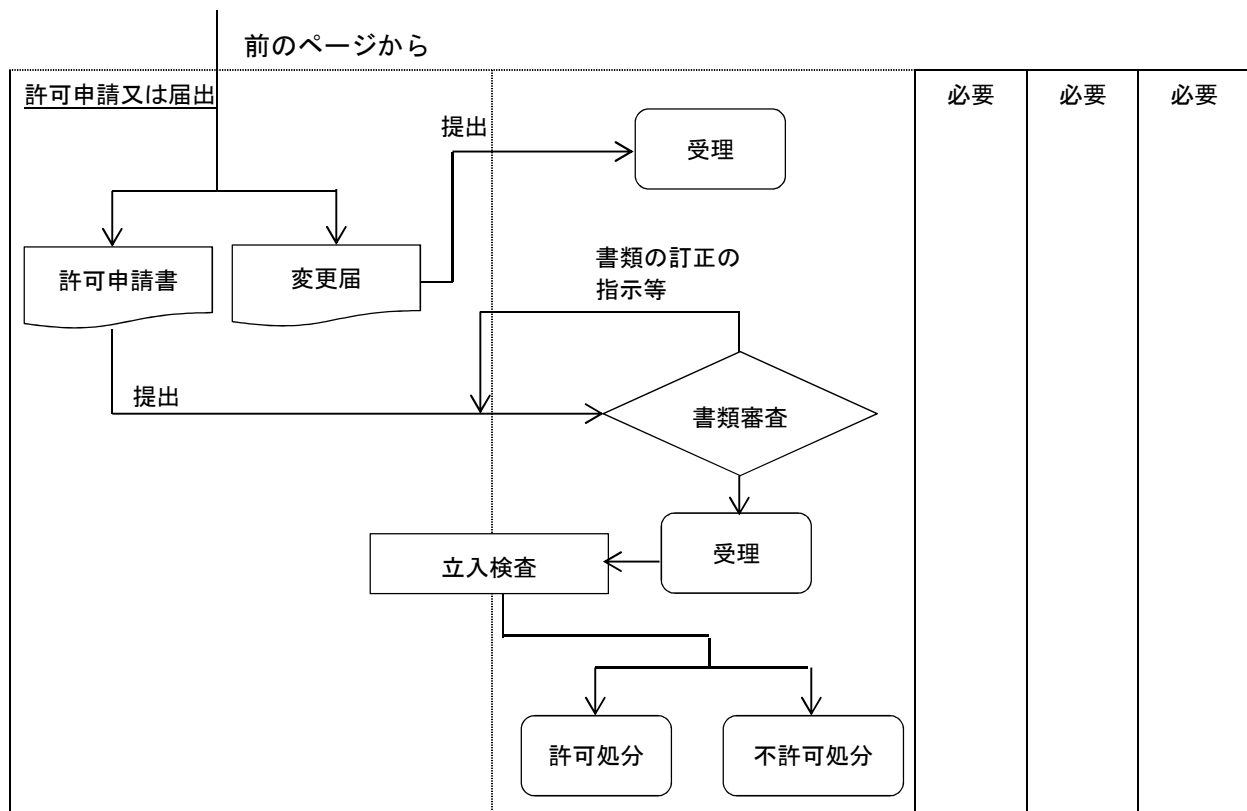
図 2-1 積替え保管なしの場合の許可申請等の手続きの流れ



※計画が実現困難な場合等は、計画の中止等を求めることがあります。
※PCB事業計画書提出時に車両・容器等が準備されていない場合は、許可申請又は届出の前に準備内容（写真など）を御提出いただき、再度内容の審査をします。

図 2-2 積替え保管ありの場合の許可申請等の手続きの流れ

申請者	廃棄物指導課	手続きの要否		
		新規・ 変更許可申請	更新許可申請	変更届
事前相談	事前相談の申込み 来庁 事前相談の実施 (必要に応じて) 計画の変更の指示等	必要	必要	事業計画に変更がある場合のみ必要
事前協議	事前協議申請書 提出 書類審査 受理 (必要に応じて) 計画の変更の指示等 事業計画書の提出の指示	必要	不要	不要
事業計画	事業計画書 提出 書類審査 受理 (必要に応じて) 計画の変更の指示等 周知計画書の提出の指示	必要	必要	事業計画に変更がある場合のみ必要
周知	周知計画書 提出 書類審査 受理 (必要に応じて) 不備の是正の指示等 周辺住民等への周知 周知報告書 提出 書類審査 受理 (必要に応じて) 不備の是正の指示等	事業用地が工業専用地域及び工業地域以外の場合は必要	不要	不要



※計画が実現困難な場合等は、計画の中止等を求めることがあります。

※事業計画書提出時に車両・容器等が準備されていない場合は、事業計画の審査後に準備内容（写真など）を御提出いただき、再度内容の審査をします。

2-4 提出書類

図 2-1、2-2 中の申請書及び届出書等に対する提出書類は次のとおりです。なお、変更届に添付する事業計画書等は、変更該当箇所のみ提出してください。

表 2-3 事業計画書等の提出書類一覧

図中の名称	提出書類
PCB事業計画書	1 PCB廃棄物収集運搬事業計画書（要綱様式 1 号） 2 マニュアル ・作業マニュアル（ガイドライン、低濃度ガイドライン 4. 1） ・緊急時対応マニュアル（ガイドライン、低濃度ガイドライン 5. 2） 3 記録等フォーマット ・PCB廃棄物の種類等を記載した収集運搬時の携行書類（ガイドライン、低濃度ガイドライン 2. 4） ・運搬容器の使用前点検・修繕記録表（ガイドライン、低濃度ガイドライン 3. 6） ・運搬容器の運用記録（ガイドライン、低濃度ガイドライン 3. 6） ・運搬容器の点検・修繕実施記録（ガイドライン、低濃度ガイドライン 3. 6） ・運搬計画（ガイドライン、低濃度ガイドライン 4. 3） ・運搬容器、運搬車ごとの運用、運行記録（ガイドライン、低濃度ガイドライン 4. 4） ・収集運搬帳簿（ガイドライン、低濃度ガイドライン 4. 4） 4 PCB廃棄物収集運搬作業従事者講習会修了証（ガイドライン、低濃度ガイドライン 4. 2） 5 収集運搬従事者教育科目一覧（ガイドライン、低濃度ガイドライン 4. 2） 6 収集運搬従事者教育実施報告書（ガイドライン、低濃度ガイドライン 4. 2）

次ページに続く

	7 その他申請時に提出する書類 ・運搬車両の漏洩防止措置部の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 2. 2） ・運搬容器の漏洩防止措置部の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 2. 2） ・運搬車両外観及び荷台部の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 2. 4） ・「PCB」等の標記のある運搬車両の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 3） ・運搬容器の外観、内部の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン3. 2） ・「PCB」等の標記のある容器の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン2. 3） ・（UNマーク付の運搬容器を使用する場合）危険物容器検査証（ガイドライン3. 3、低濃度ガイドライン3. 4） ・（移動タンク貯蔵所を使用する場合）消防法に定める所要の検査に合格したことを証する書類（ガイドライン、低濃度ガイドライン3. 6） ・（漏れ防止型金属容器等及びオイルパン又はシートを使用する場合）運搬容器の各種試験結果（ガイドライン3. 3、低濃度ガイドライン3. 3及び3. 4） ・容器積載時の荷姿の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 1） ・連絡設備を車両に設置した状態の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 4） ・緊急時に使用する各種用具の写真（ガイドライン、低濃度ガイドライン5. 3） 8 その他市長が必要と定めた書類
事前協議申込書	川崎市産業廃棄物処理業に係る事務取扱要領（別紙1）参照
事業計画書	川崎市産業廃棄物処理業に係る事務取扱要領（別紙3）参照 通常の事業計画書に加え「12 その他市長が必要と定めた書類」として、以下の書類の提出が必要です。 ・PCB事業計画書（上記参照） ・（覆い等及び排気装置を設置する場合）作業箇所の覆い等及び局所排気装置の設置状況（解体・切断方法ガイドライン6. 1, 6. 2） ・（モニタリングを実施する場合）モニタリング実施計画（解体・切断方法ガイドライン6. 1, 6. 2） ・（切断を行う場合）使用する工具（解体・切断方法ガイドライン6. 1, 6. 2） ・（液抜き・解体・切断・分解を行う場合）作業従事者に対する安全対策（解体・切断方法ガイドライン6. 1, 6. 2）
周知計画書	川崎市産業廃棄物処理業に係る事務取扱要領（別紙5）参照
周知報告書	川崎市産業廃棄物処理業に係る事務取扱要領（別紙6）参照

※Word 及び PDF の様式は、次の URL を御参照ください。

要綱様式 <http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000060482.html>

要領様式 事前相談時に御相談ください。

2-5 提出方法及び注意事項

※本節では、表 2-3 に掲げる提出書類の提出方法等について記載しています。許可申請書及び届出書の提出方法等は、「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可申請の手引き」を御参照ください。

1 提出部数及び提出方法

(1) 提出部数

正副 1 部ずつ御提出ください。ただし、PCB 事業計画書及び事業計画書は正 1 部、副 2 部を御提出ください。

(2) 提出方法

廃棄物指導課に持参してください。

(3) 提出先

環境局生活環境部廃棄物指導課（川崎市役所第本庁舎 20 階（川崎区宮本町 1 番地））

(4) 受付時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 9 時～11 時、午後 1 時～ 3 時

2 注意事項

- (1) 書類の提出の際は、必ず事前に電話にて予約をお願いします。直接来庁された場合は、対応できないことがあります。また、事業の内容の説明ができる方が持参してください。
- (2) 書類を提出する際には、資料編 3 のチェックリストで確認し、その順番のとおり綴じてください。（ひも綴じ、ホチキス留め又はファイルでの提出をお願いします。）
- (3) 不備、不足があった場合には受付できないことがあります。
- (4) 書類の審査に時間を要することがありますので、時間に余裕を持って来庁してください。

3 書類の記載方法

3-1 PCB廃棄物収集運搬事業計画書

○PCB廃棄物収集運搬事業計画書表紙

- ・申請者

法人の場合には法人名及び代表者氏名を、個人の場合には氏名を、その他申請者の住所、電話番号等を記載してください。

- ・申請の区分

新規許可、変更許可または更新許可で該当する項目を「○（まる）」で囲んでください。

- ・取り扱うPCB廃棄物の種類

取り扱うPCB廃棄物の種類について、該当するものを「○（まる）」で囲んでください。

- ・主な排出場所及び排出されるPCB廃棄物の形状

主な排出元の自治体名及び廃棄物の形状を具体的に記載してください。

（廃棄物の形状の例：トランス、PCBを含む廃油、など）

- ・運搬先

該当する運搬先を「○（まる）」で囲んでください。また、JESCO東京事業所処理施設への搬入を予定している場合は、事業計画書提出時のJESCOへの申請状況も記載してください。

- ・運搬車両及び運搬容器の種類と台数（個数）

PCB廃棄物の収集運搬に使用する車両と運搬容器の種類の数と台数（個数）を記載してください。

- ・担当者及び連絡先

担当者の氏名、電話番号、FAX番号、行政書士が提出する場合にはこの欄に名称及び担当者を記載するとともに、申請者における担当者名等を必ず記載してください。

○収集運搬、安全管理及び運行管理

(1) 責任者（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 1）

安全管理責任者、運行管理責任者について、それぞれ氏名、役職、講習会受講日を記載してください。なお、ここでいう講習会とは、日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を指します。講習会をまだ受講していない場合には受講予定日を記載してください。

(2) 安全管理体制（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 1）

ガイドライン4. 1の「図4. 1 安全管理体制(例)」、低濃度ガイドライン4. 1の「図Ⅱ-4. 1 収集運搬の安全管理体制(例)」を参考に、具体的に氏名、連絡先等を記載して作成してください。

(3) 従事者教育(社内教育)の実施状況及び実施計画（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 2）

収集運搬従事者に対する教育の実施状況（事業計画書提出時に未実施である場合にはその実施予定日）及びその教育内容の概要を記載してください。記載例は別紙PCB収集運搬従事者教育実施報告書を参照。

(4) 緊急連絡体制（ガイドライン、低濃度ガイドライン5. 2）

ガイドライン5. 2の「図5. 1 緊急連絡体制(例)」、低濃度ガイドラインの「図Ⅱ-5. 1 緊急連絡網(例)」を参考に具体的な連絡者や連絡先、電話番号等を記載して作成

してください。

(5) 運行管理システム（ガイドライン、低濃度ガイドライン4. 4）

ア 使用機器

運行管理に使用する機器の種類、形式等を記載してください。

イ 収集運搬の状況管理、位置確認方法

アの機器を使って、どのように収集運搬の状況を管理するのか、図等を利用して方法を説明してください。

ウ 緊急時の連絡方法

収集運搬中などに想定される事故と、その際の連絡方法を記載してください。

(6) 他都道府県・政令市等の許可状況

既にPCBの収集運搬について他の都道府県市から許可を得ている場合には、その自治体名と許可の内容を記載してください。申請中の場合には許可番号欄にその旨を記載してください。

○運搬車両、容器

(1) 車両一覧

PCB廃棄物の収集運搬に使用する車両の車両番号、車両の形状、運搬するPCB廃棄物の種類を記載してください。車体の形状は車検証の車両の形状欄に記載されている車体の形状を記載してください。

(2) 運搬容器一覧

使用する運搬容器の種類、名称、個数、運搬するPCB廃棄物の種類を記載してください。

※容器の種類はガイドラインの「表3. 2 運搬容器」、低濃度ガイドラインの「表Ⅱ-3. 1 運搬容器」を参考に記載してください。

容器の種類の例：鋼製ドラム缶天板取り外し式、ステンレス製トレイ

※名称はガイドラインの「表3. 2 運搬容器」、低濃度ガイドラインの「表Ⅱ-3. 1 運搬容器」の名称欄にある名称を記載してください。（ただし、オイルパン又はシートの場合は、その旨を記載してください。）

名称の例：①小型容器(固体用)、⑦漏れ防止型金属容器、⑫オイルパン又はシート

※PCB廃棄物の種類は具体的な品物の種類を記載してください。

種類の例：トランス、コンデンサ、油(容器に入っているか否かも含む)、ウェス等

(3) 運搬車両詳細

「(1) 車両一覧」の記載内容に合わせて、使用する車両ごとに記載してください。

ア 飛散・流出・漏洩防止措置

PCB廃棄物が容器などから漏洩した場合の車両からの流出を防止する方法を図や写真等を用いて説明してください。

イ 運搬容器の積載方法

ガイドラインの図3. 4などを参考に、運搬容器の車両への積載方法を図等を用いて説明してください。この際、荷役の方法や容器の固定方法などがわかるように記載してください。

ウ 車両の写真又は図面

事業計画書作成時に既に車両がある場合は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別でき

るように写してください。その際、車体のPCB標記が写真にはっきり写っていない場合には、別途その部分の写真も添付してください。

車両が準備できていない場合には、車両の図面を提出してください。図面にはPCB標記の位置を明記してください。

(4) 運搬容器詳細

運搬に使用する容器は、ガイドライン3.4で規定されているように、PCB廃棄物の種類や性状により適切なものを選定する必要があります。また、容器ごとに要求される検査内容等も異なります。このため、使用する運搬容器の種類ごとに運搬容器詳細の様式を作成してありますので、それぞれ該当する様式に記載してください。

記入様式は運搬容器の名称別に6種類あります。

記入様式	容器の名称（ガイドライン表3.2、低濃度ガイドライン表Ⅱ-3.1）
(4)-1	①・② 小型容器
(4)-2	③・④ 中型容器
(4)-3	⑤ 大型金属容器
(4)-4	⑥・⑦ 漏れ防止型金属容器／トレイ
(4)-5	⑧ 機械により荷役する構造を有する容器 ⑨ ⑧に掲げる容器以外の容器 ⑩ 移動タンク貯蔵所
(4)-6	⑪ オイルパン又はシート

<各様式共通>

「(2) 運搬容器一覧」の記載内容に合わせて、No、容器の種類、使用個数を記載してください。

ア 運搬するPCB廃棄物の種類

「(2) 運搬容器一覧」の記載内容に合わせて、この容器で運搬するPCB廃棄物の種類を記載してください。

イ 容器の写真または図面

容器の外観、内部及び漏洩防止措置を施した部分について、既に容器がある場合には写真を、準備ができていない場合には図面を添付してください。また、外観にはPCB標記の位置を明記してください。

ウ 飛散・流出・漏洩防止措置

容器からのPCB廃棄物の飛散・流出・漏洩防止措置について説明してください。

エ 性能試験実施項目

容器の種類ごとに必要な書類を添付してください。（ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.4）

- ・ UNマーク付の運搬容器を使用する場合
 - 危険物容器検査証
- ・ 漏れ防止型金属容器／トレイを使用する場合
 - 設計型式試験、水張り試験及び外観検査の自主検査証明書
- ・ 移動タンク貯蔵所を使用する場合
 - 消防法に定める所要の検査に合格したことを証明する書類

3-2 チェックリスト

添付書類一覧

チェック欄

- (1) PCB廃棄物収集運搬事業計画書（要綱様式1号） ☐
- (2) マニュアル
- ア 作業マニュアル ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン4.1）
- イ 緊急時対応マニュアル ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン5.2）
- (3) 記録等フォーマット
- ア PCB廃棄物の種類等を記載した収集運搬時の携行書類 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.4）
- イ 運搬容器の使用前点検・修繕記録表 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン3.6）
- ウ 運搬容器の使用記録 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン3.6）
- エ 運搬容器の点検・修繕実施記録 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン3.6）
- オ 運搬計画 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン4.3）
- カ 運搬容器、運搬車ごとの運用・運行記録 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン4.4）
- キ 収集運搬帳簿 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン4.4）
- (4) PCB廃棄物収集運搬作業従事者講習会修了証 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン4.2）
- (5) 収集運搬従事者教育科目一覧 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン4.2）
- (6) 収集運搬従事者教育実施報告書 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン4.2）
- (7) その他申請時に提出する書類
- ア 車両の漏洩防止措置部の写真 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.2）
- イ 容器の漏洩防止措置部の写真 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.2）
- ウ 車両外観及び荷台部の写真 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.4）
- エ 「PCB」等の標記のある車両の写真 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.3）
- オ 容器の外観、内部の写真 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン3.2）
- カ 「PCB」等の標記のある容器の写真 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.3）
- キ （UNマーク付きの運搬容器を使用する場合）危険物容器検査証 ☐（ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.4）
- ク （移動タンク貯蔵所を使用する場合）消防法に定める所要の検査に合格したことを証する書類 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン3.6）
- ケ （漏れ防止型金属容器等及びオイルパン又はシートを使用する場合）運搬容器の各種試験結果 ☐（ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.3,3.4）
- コ 容器積載時の荷姿の写真 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン4.1）
- サ 連絡設備を車両に設置した状態の写真 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン4.4）
- シ 緊急時に使用する各種用具の写真 ☐（ガイドライン、低濃度ガイドライン5.3）

資料編

1 各種様式

PCB廃棄物の収集・運搬業許可に係る指導要綱関係

・ PCB廃棄物収集運搬事業計画書（要綱様式1号） 12

2 要綱等本文

PCB廃棄物の収集・運搬業許可に係る指導要綱 30

P C B 廃棄物収集運搬事業計画書

(廃 P C B 等、P C B 汚染物、P C B 処理物)

川崎市長 様

* 申請・届出者 *

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

F A X 番号

1	申請又は届出の区分	:	新規許可	更新許可	変更許可	変更届
2	取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	:	廃 P C B 等	P C B 汚染物	P C B 処理物	
3	主な排出元及び排出される特別管理産業廃棄物の形態					
4	運搬先 (該当するものすべてに○を付ける) (1) J E S C O 処理施設 (2) 低濃度 P C B 処理施設 (名称 :) (3) 排出者の所有する保管場所 (4) その他 () ※(1)、(2)の場合、処理施設への搬入申請状況又は許可証の写しを添付					
5	運搬車両及び運搬容器の種類及び数					
	車両	:	種類	台	運搬容器	:
					種類	個
6	担当者及び連絡先					

1 収集運搬、安全管理及び運行管理

(1) 責任者（ガイドライン、低濃度ガイドライン 4.1）

	氏 名	役 職	講習受講日（予定日）
安全管理責任者			年 月 日
運行管理責任者			年 月 日
積替え保管施設 管理責任者			年 月 日

(2) 安全管理体制（ガイドライン、低濃度ガイドライン 4.1）

--

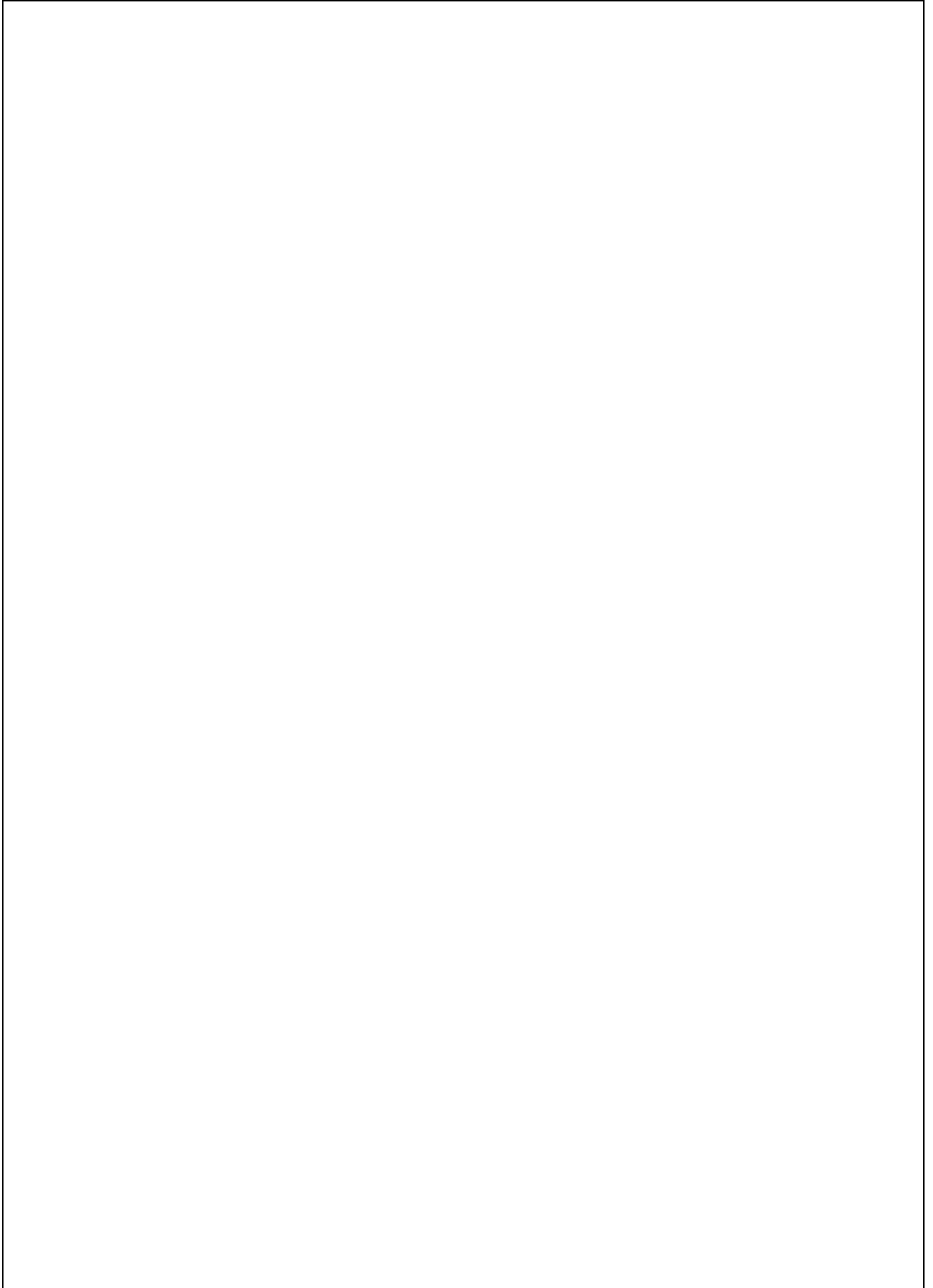
(3) 従事者教育の実施状況及び実施計画（ガイドライン、低濃度ガイドライン 4.2）

実施（予定）日 ： 年 月 日
（予定）時間 ： 時 分 ～ 時 分
講師 ：
参加者 ：

教育内容の概要

※教育科目については、内容を記載した書類を添付書類として提出すること。

(4) 緊急連絡体制（ガイドライン、低濃度ガイドライン 5.2）



(5) 運行管理システム

ア 使用機器

--

イ 収集運搬の状況管理、位置確認方法

--

ウ 緊急時の連絡方法

(6) 他都道府県・政令市等の許可状況

都道府県・市名	許可番号	許可品目
		廃P C B等 ・ P C B汚染物 ・ P C B処理物
		廃P C B等 ・ P C B汚染物 ・ P C B処理物
		廃P C B等 ・ P C B汚染物 ・ P C B処理物
		廃P C B等 ・ P C B汚染物 ・ P C B処理物

※申請予定、申請中の場合は、許可番号欄にその旨を記載してください。

2 運搬車両、運搬容器一覧

(1) 車両一覧

No.	車両番号	車体の形状	運搬する廃棄物の種類
1			
2			
3			
4			
5			
6			

※車体の形状欄には、車検証に記載されている車体の形状を記載してください。

(2) 運搬容器一覧

No.	容器の種類	名称	個数	運搬する廃棄物の種類
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※名称はガイドライン表3. 2又は低濃度ガイドライン表Ⅱ-3. 1「運搬容器」を参考にしてください。

(3) 運搬車両詳細（各車両ごとに作成してください。）

No. [] 車両番号 [] 車両の形状 []

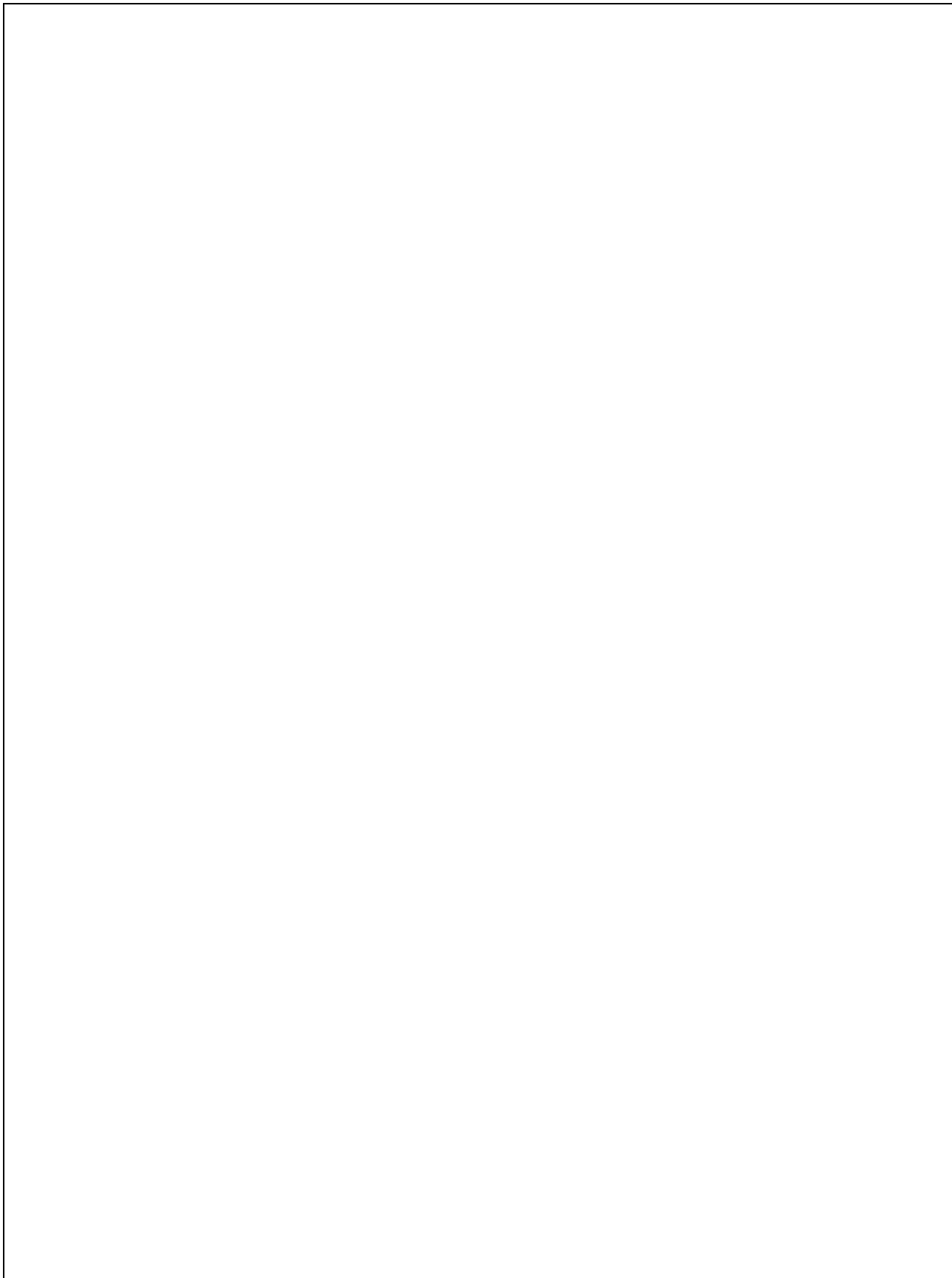
ア 飛散・流出・漏洩防止措置



※図、写真などを用いたうえで文章により説明してください。

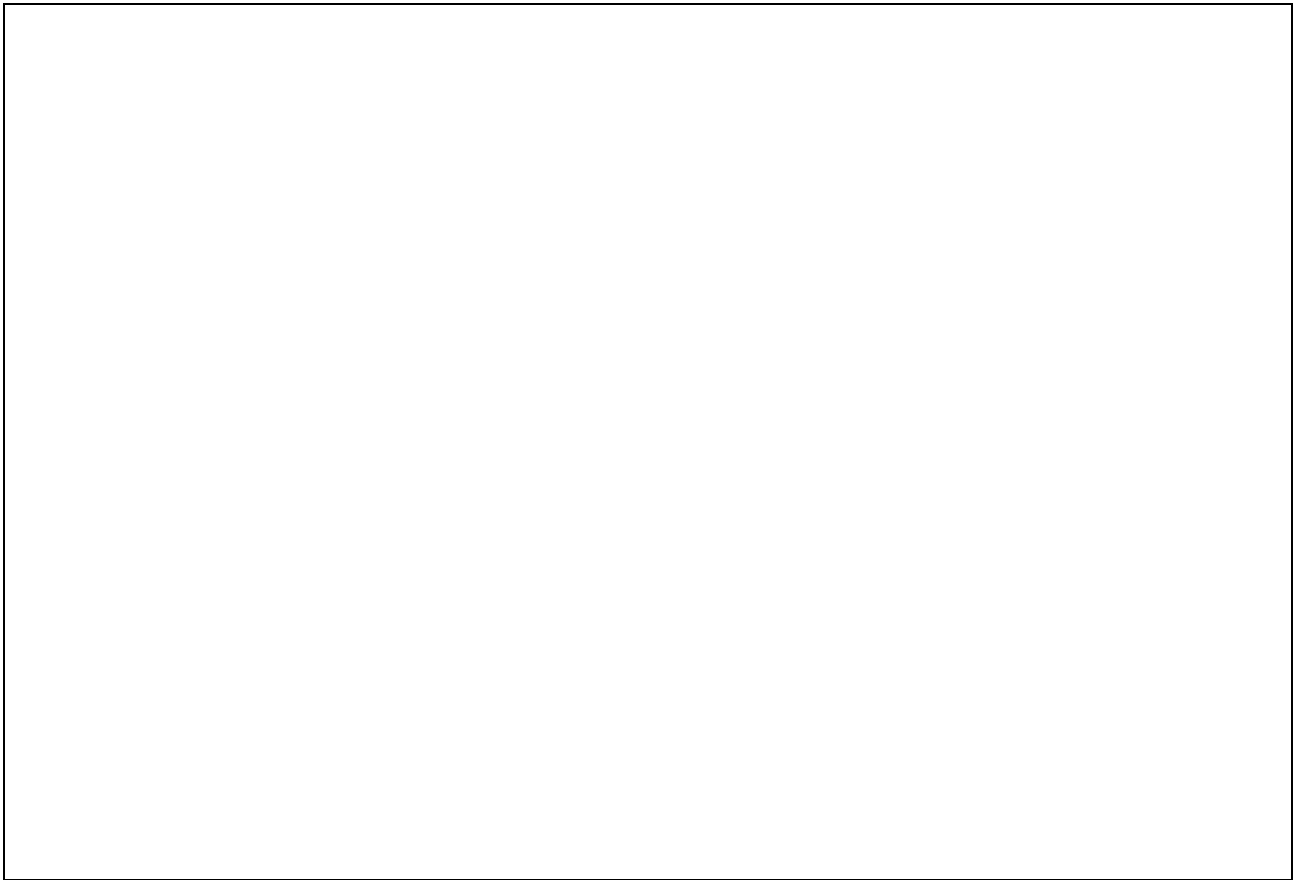
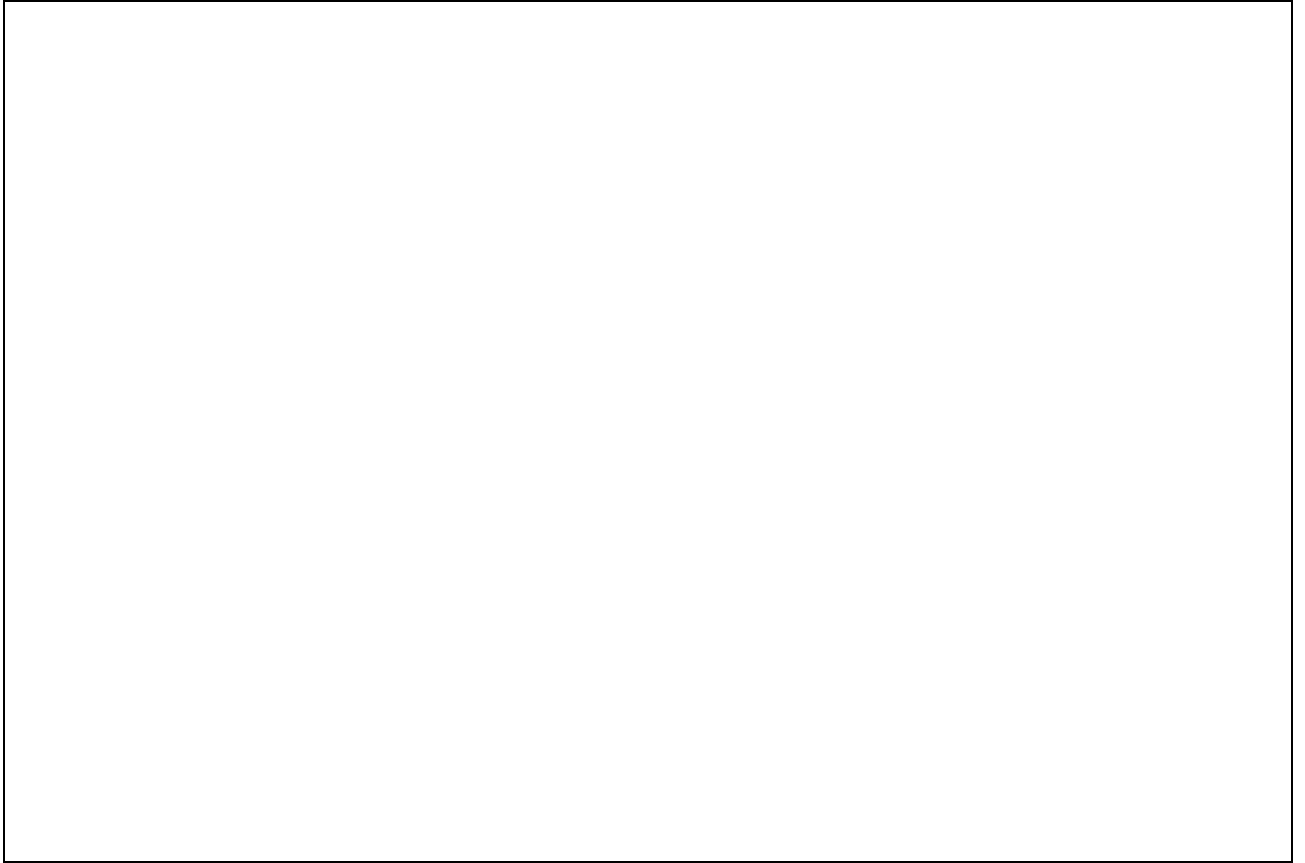
イ 運搬容器の積載方法

容器の種類 []



※図、写真などを用いたうえで文章により説明してください。

ウ 車両の写真



写真の撮り方は、斜め前及び斜め後の対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。
また、ナンバープレートが明確に判別できるものとしてください。

(4)－1 運搬容器詳細（使用する容器の種類ごとに作成してください。）

①・② 小型容器

容器の種類 [] 使用個数 [] 個

ア 運搬するPCB廃棄物の種類

[]

イ 容器の図面



※外観、内部及び漏洩防止措置を施した部分について図にしてください。

※外観の図面には「PCB」等標示位置を明示してください。

ウ 飛散・流出・漏洩防止措置（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.2）



エ 性能試験等実施項目及びUNマークの表示（ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.4）

No.	試 験 年 月 日				UNマークの表示
	設計型式試験	強度試験	気密試験	外観検査	
1					
2					
3					
4					
5					

※危険物容器検査証の写しを添付してください。

(4)－2 運搬容器詳細（使用する容器の種類ごとに作成してください。）

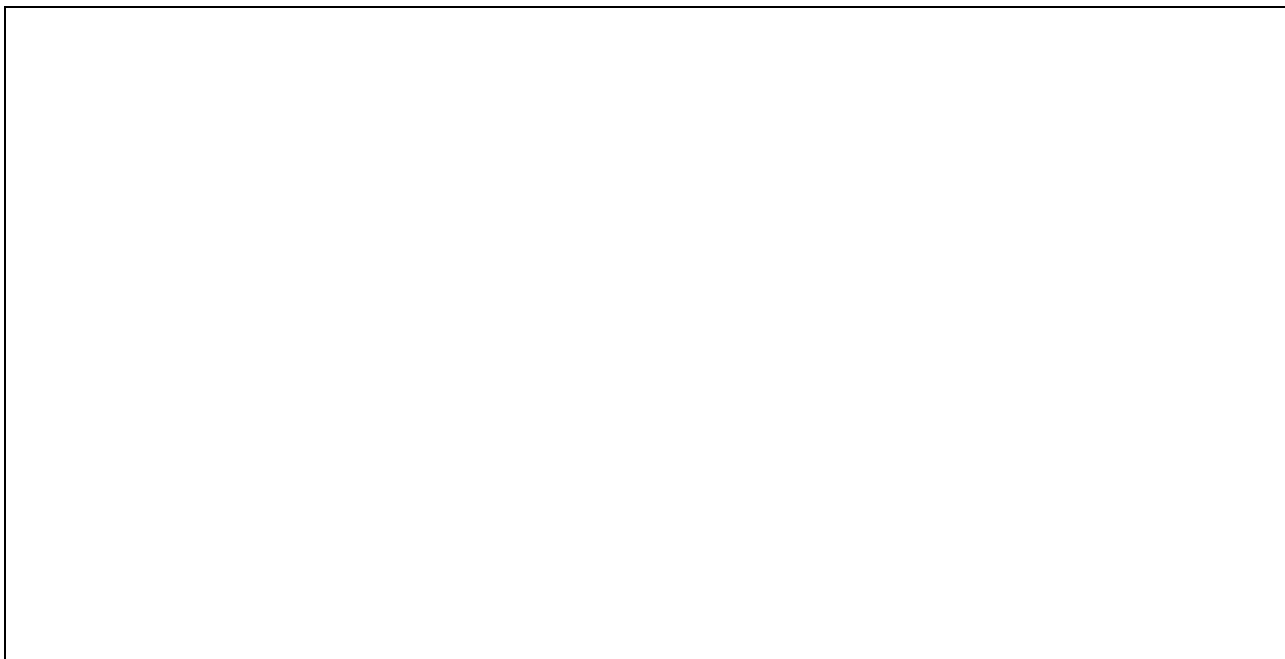
③・④ 中型容器

容器の種類 [] 使用個数 [] 個

ア 運搬するPCB廃棄物の種類

[]

イ 容器の図面



※外観、内部及び漏洩防止措置を施した部分について図にしてください。

※外観の図面には「PCB」等標示位置を明示してください。

ウ 飛散・流出・漏洩防止措置（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.2）



エ 性能試験等実施項目及びUNマークの表示（ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.4）

No.	試 験 年 月 日				UNマークの表示
	設計型式試験	強度試験	気密試験	外観検査	
1					
2					
3					
4					
5					

※危険物容器検査証の写しを添付してください。

(4)－3 運搬容器詳細（使用する容器の種類ごとに作成してください。）

⑤ 大型金属容器

容器の種類 [] 使用個数 [] 個

ア 運搬するPCB廃棄物の種類

[]

イ 容器の図面

--

※外観、内部及び漏洩防止措置を施した部分について図にしてください。

※外観の図面には「PCB」等標示位置を明示してください。

ウ 飛散・流出・漏洩防止措置（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.2）

--

エ 性能試験等実施項目及びUNマークの表示（ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.4）

No.	試 験 年 月 日				UNマークの表示
	設計型式試験	強度試験	気密試験	外観検査	
1					
2					
3					
4					
5					

※危険物容器検査証の写しを添付してください。

(4)－4 運搬容器詳細（使用する容器の種類ごとに作成してください。）

⑥・⑦ 漏れ防止型金属容器／トレイ

容器の種類 [] 使用個数 [] 個

ア 運搬するPCB廃棄物の種類

[]

イ 容器の図面



※外観、内部及び漏洩防止措置を施した部分について図にしてください。

※外観の図面には「PCB」等標示位置を明示してください。

ウ 飛散・流出・漏洩防止措置（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.2）



エ 性能試験等実施項目（自主検査）（ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.4）

No.	試 験 年 月 日		
	設計型式試験	水張り試験	外観検査
1			
2			
3			
4			
5			

※試験結果の証明書の写しを添付してください。

(4)－5 運搬容器詳細（使用する容器の種類ごとに作成してください。）

⑧ 機械により荷役する構造を有する容器

⑨ ⑧に掲げる容器以外の容器

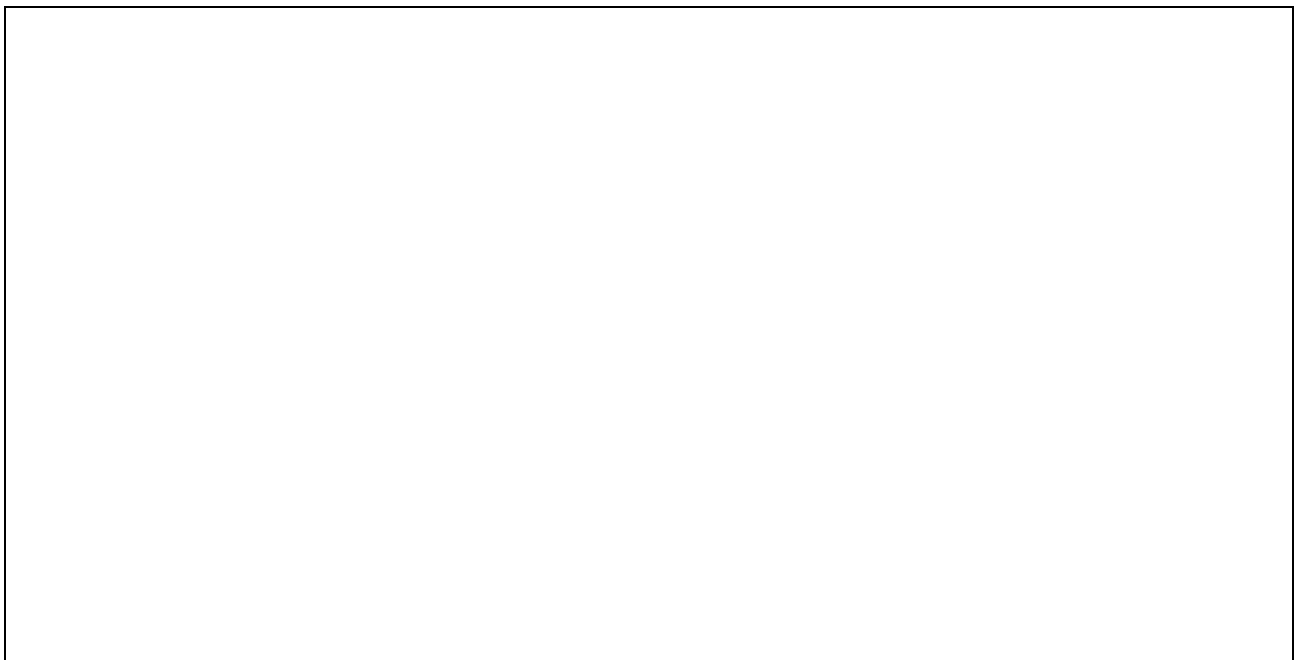
⑩ 移動タンク貯蔵所

容器の種類 [] 使用個数 [] 個

ア 運搬するPCB廃棄物の種類

[]

イ 容器の図面



※外観、内部及び漏洩防止措置を施した部分について図にしてください。

※外観の図面には「PCB」等標示位置を明示してください。

ウ 飛散・流出・漏洩防止措置（ガイドライン、低濃度ガイドライン2.2.2）



エ 性能試験等実施項目（ガイドライン3.3、低濃度ガイドライン3.4）

※消防法に定める所要の検査に合格したことを証する書類を添付してください。

(4)－6 運搬容器の詳細（使用する容器の種類ごとに作成してください。）

⑪ オイルパン又はシート

容器の種類 [] 使用個数 [] 個

ア 運搬するPCB廃棄物の種類

[]

イ 容器の図面



※外観、内部及び漏洩防止措置を施した部分について図にしてください。

※外観の図面には「PCB」等標示位置を明示してください。

ウ 飛散・流出・漏洩防止措置（低濃度ガイドライン2. 2. 2）



エ 性能試験等実施項目（自主検査）（低濃度ガイドライン3. 3）

No.	試 験 年 月 日	
	外観検査（探傷検査）	水張り試験

※試験結果の証明書の写しを添付してください。

P C B収集運搬従事者教育実施報告書

川崎市長 様

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

株式会社 川崎産業

代表取締役 川崎 太郎

P C B廃棄物の収集運搬従事者に対する教育を次のとおり実施したので報告します。

- | | | | |
|---|------------|--|-----------------------|
| 1 | 日 時： | 令和6年7月25日（木） | 9時から17時 |
| 2 | 場 所： | 株式会社 川崎産業 | 5階会議室 |
| 3 | 講 師： | 安全管理者 | 川崎次郎 |
| 4 | 受講者： | 川崎花子、川崎三郎、川崎四郎、川崎五郎、川崎六郎 | |
| 5 | 教育内容及び教育時間 | | |
| | ① | P C B廃棄物の収集運搬関係法規及びP C B収集運搬ガイドライン（9:00～10:00） | |
| | | ・ P C Bとは | ・ P C B問題の経緯 |
| | | | ・ P C B廃棄物の処理技術実用化の促進 |
| | | ・ P C B廃棄物の早期処理の実現に向けて | |
| | | ・ P C B廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱 | |
| | ② | P C B廃棄物の性状と取扱い（10:00～12:00） | |
| | | ・ P C Bの性状と毒性 | |
| | | ・ P C B使用機器と非P C B使用機器の判別方法 | |
| | ③ | P C B廃棄物処理事業（13:00～13:30） | |
| | | ・ P C B廃棄物処理事業について | |
| | ④ | 事故時、緊急時の対応（13:30～15:30） | |
| | | ・ 事故時、緊急時の対応方法 | |
| | | ・ 応急設備、連絡設備等の使用方法 | |
| | | ・ 事故時、緊急時模擬訓練 | |
| | ⑤ | 作業マニュアル（15:30～17:00） | |
| 6 | 使用教材 | | |
| | ① | 従事者講習会テキスト | |
| | ② | ガイドライン | |
| | ③ | 作業マニュアル | |
| | ④ | 緊急時対応マニュアル | |
| | ⑤ | 連絡設備（G P S…） | |
| | ⑥ | 応急設備（保護着、マスク、吸着材…） | |
| 7 | 添付書類 | | |
| | | 事故時、応急時の模擬訓練実施状況写真 | |

PCB廃棄物の収集・運搬業許可に係る指導要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）PCB処理事業所その他の施設への廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物（以下「PCB廃棄物」という。）の収集運搬を業として行おうとする者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下「低濃度ガイドライン」という。また、以下特に記載のない限り、低濃度ガイドラインは第Ⅱ部を示すものとする。）及び搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法（以下「解体・切断方法ガイドライン」）に基づき、PCB廃棄物の収集運搬業の許可にあたり、PCB廃棄物の安全かつ適正な処理のために、審査に必要な一定の基準を示し、予め申請の内容を確認し、指導をするための事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この指導要綱における用語の定義は、法、ガイドライン、低濃度ガイドライン及び解体・切断方法ガイドラインに基づくほか、次のとおりとする。

(1) PCB事業計画者 次に掲げる者とする。

ア PCB廃棄物の収集運搬業を新たに行おうとする者

イ PCB廃棄物の収集運搬業を既に行っている者のうち、更新許可及び変更許可申請を行おうとする者並びに変更の届出をしようとする者（変更の内容が軽易であり市長が認める場合を除く。）

(2) PCB事業計画 PCB廃棄物収集運搬業の許可申請等を行う前に、PCB事業計画者がPCB廃棄物の収集運搬方法等の計画の内容を詳細に説明するものをいう。

(3) 事業計画者 川崎市産業廃棄物処理業に係る行政指導指針（以下「指針」という。）第8条第1項第1号から第3号に掲げる者をいう。

(4) 事業計画 指針第8条第1項のものをいう。

(5) 作業マニュアル 運搬前の容器等の点検、運搬時の連絡体制等、一連の作業方法を詳細に記載したものをいう。

(6) 緊急時対応マニュアル 緊急時における連絡先及び収集・運搬従事者が対処すべき事項を詳細に記載したものをいう。

第2章 事業計画

(収集運搬事業計画)

第3条 市長は、PCB事業計画者に対し、PCB廃棄物収集運搬業許可申請等を行う前に、PCB廃棄物収集運搬事業計画書（要綱様式1号。以下「PCB事業計画書」という。）及び必要な添付書類の提出を指示するものとする。PCB事業計画書及び必要な添付書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。

2 前項に規定するPCB事業計画書の様式は、次のとおりとする。

- (1) P C B 廃棄物収集運搬事業計画書
- (2) 責任者及び安全管理体制
- (3) 従事者教育の実施状況又は実施計画
- (4) 緊急連絡体制
- (5) 運行管理システム
- (6) 他都道府県・政令市等の許可及び申請状況
- (7) 運搬車両・運搬容器一覧
- (8) 運搬車両詳細
- (9) 運搬容器詳細

3 第1項に規定する必要な添付書類は、次のとおりとする。

- (1) マニュアル
 - ア 作業マニュアル
 - イ 緊急時対応マニュアル
- (2) 記録等フォーマット
 - ア P C B 廃棄物の種類等を記載した収集運搬時の携行書類
 - イ 運搬容器の使用前点検・修繕記録表
 - ウ 運搬容器の運用記録
 - エ 運搬容器の点検・修繕実施記録
 - オ 運搬計画
 - カ 運搬容器、運搬車ごとの運用、運行記録
 - キ 収集運搬帳簿
- (3) P C B 廃棄物収集運搬作業従事者講習会修了証
- (4) 収集運搬従事者教育科目一覧
- (5) 収集運搬従事者教育実施報告書
- (6) その他申請時に提出する書類
 - ア 運搬車両の漏洩防止措置部の写真
 - イ 運搬容器の漏洩防止措置部の写真
 - ウ 運搬車両外観及び荷台部の写真
 - エ 「P C B」等の標記のある運搬車両の写真
 - オ 運搬容器の外観、内部の写真
 - カ 「P C B」等の標記のある容器の写真
 - キ (U N マーク付の運搬容器を使用する場合) 危険物容器検査証
 - ク (移動タンク貯蔵所を使用する場合) 消防法に定める所要の検査に合格したことを証する書類
 - ケ (漏れ防止型金属容器等及びオイルパン又はシートを使用する場合) 運搬容器の各種試験結果
 - コ 容器積載時の荷姿の写真
 - サ 連絡設備を車両に設置した状態の写真
 - シ 緊急時に使用する各種用具の写真

(7) その他市長が必要と定めた書類

- 4 第1項の規定は、PCB事業計画者が指針第6条第1項の事前協議申込者に該当した場合、同項の事前協議を実施した後に行うものとする。

(収集運搬事業計画に係る指導事項)

第4条 市長は、前条に基づき受理したPCB事業計画書について、その内容の審査及びPCB事業計画者からの聴取を行い、次に掲げる事項について法、ガイドライン及び低濃度ガイドラインに基づく内容であることを確認するものとする。

- (1) 安全管理責任者及び運行管理責任者を設置していること
 - (2) 収集運搬に関わる安全管理体制を構築していること
 - (3) 収集運搬従事者がPCB廃棄物の収集運搬についての教育を受けていること
- なお、教育についての詳細な事項は、以下のとおりとする。

ア 教育の講師は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を修了している者とする。

イ 教育の講師は、PCB廃棄物の性状に関し注意すべき事項、関係法令やガイドライン及び低濃度ガイドラインが定める収集運搬におけるPCB廃棄物の適切な取扱い方法、事故等の緊急時における応急措置及び連絡方法並びに作業マニュアルや緊急時対応マニュアルに基づく具体的な作業手順等について、対象者に確実に教育させなければならない。

ウ 教育の実施時期については、PCB事前計画書の提出時に未実施でも差し支えないが、PCB事業計画の審査を終了するまでに実施するものとする。

- (4) 収集運搬中の事故時等緊急時における関係者への緊急連絡体制を整備していること。
- なお、関係者とは消防署、警察署、安全管理責任者、事故発生現場を管轄する他都道府県及び政令市等の環境部局を指す。
- (5) 収集運搬車ごとに運行状況を把握できるよう、全地球測位システム(GPS)、無線機、携帯電話等の連絡設備を車両に備え付けていること。また、収集運搬中の状況管理及び位置確認を行う方法を構築していること。
 - (6) 緊急時の連絡方法を構築していること。
 - (7) 収集運搬車に飛散・流出・漏洩防止措置を設置していること。
 - (8) 運搬容器を収集運搬車に積載する際、容器が車に確実に固定され、収集運搬中に漏洩が起らない積載方法であること。
 - (9) 運搬するPCB廃棄物の性状に合わせて適正な運搬容器を選択していること。なお、小型容器、中型容器及び大型容器については、国連勧告に基づく所要の検査に合格したことを示すUNマークが表示されたものでなければならないが、UNマークの付いていない場合は、漏れ防止型金属容器等に運搬容器を収納することにより、UNマークが表示された容器に代えることができる。なお、漏れ防止型金属容器等を使用する場合、初めて使用する前又は改造、修理後初めて使用する前に、製造者又は改造、修理を行った者が、設計型式試験、水張り試験及び外観検査の自主検査を行わなければならない。

漏れ防止型金属容器等の種類には、次のものがある。

ア 漏れ防止型金属容器

通常の使用状態において十分な強度があり、水張り試験により漏れない、蓋付きの金属容器であって、運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れて使用するものをいう。また、蓋は留め金等により運搬容器本体に固定できるものとする。塗装する場合には、PCBと相溶性のないものを使用すること。

イ 漏れ防止型金属トレイ

通常の使用状態において十分な強度があり、水張り試験により漏れない、蓋のない金属容器であって、壁面高さ800mm以上又は運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れて使用するものをいう。また、事業計画者は、漏れ防止型金属トレイを使用する場合、必ずコンテナ又は運搬車に収納し、運搬しなければならない。塗装する場合には、PCBと相溶性のないものを使用すること。

- (9)の2 トランス、コンデンサ、安定器等の電気機器は、その表面が構造耐力上十分な厚さ及び強度を持った構造であるため、破損又は漏洩箇所がない限り容器に入っているものとみなすが、その場合、漏れ防止型金属容器等を適正に使用していること。ただし、トランス、コンデンサ等の電気機器が微量PCB汚染廃電気機器等の場合には、オイルパン又はシートの使用により、漏れ防止型金属容器等にかえることができる。

オイルパン又はシートを使用する場合には、次のとおりとすること。

ア オイルパン

壁面高さが100mm以上あること。水張り試験、探傷試験等を実施していること。

イ シート

木枠等の上にシートを敷きその中に機器を設置するか又は、シートで機器を包むこと。木枠等は100mm以上の高さを有すること。シートは、絶縁油が付着しても膨張せずに、輸送中に油を浸透しない耐油性を有すること。シートを使用する前には、破れ等絶縁油の透過がない状態にあることを目視で確認すること。運搬物を置くことでシートを損傷する恐れがある場合には、緩衝材等を用いて、運搬完了までシートの損傷を防止すること。

- (10) 一連の作業方法を詳細に記載した作業マニュアルを作成していること。なお、作業マニュアルの内容には次の事項が含まれていること。

ア 事前調査

事前に収集運搬するPCB廃棄物の種類、数量、性状及び状態を確認するためのチェック表を作成し記載していること。

イ 基本的事項

ア) 飛散流出防止

適切な運搬容器や吸収材等を使用し、事前に飛散流出防止の措置を講じるとともに、収集運搬中に転倒等により飛散流出しないよう、ロープ等により固定する方法及びその注意点（力がかかることにより破損しやすい部分を避けてロープがけするなど）を記載していること。

イ) 雨水の浸透防止

シートがけ等により、P C B廃棄物に雨水が浸透しない方法を記載していること。

リ) 他のものとの混載（混載して運搬する計画がある場合に限る。）

トレイ等により P C B廃棄物に他のものが混入しない方法を記載する。なお、移動タンク貯蔵所により収集運搬する場合は P C B廃棄物専用車両とし、他のものの運搬に使用しない旨を記載していること。

ウ 漏洩の点検、防止措置

ア) 漏洩の点検

目視により漏洩の有無を確認するための点検表を作成し記載していること。

イ) 漏洩の防止措置

ガイドライン表 2. 2 及び低濃度ガイドライン表Ⅱ— 2. 2 を参照し、収集運搬中に漏洩があった場合の対処方法を具体的に記載していること。

エ 積み込み・積み下し時の立会い

引渡し時の立会い時において、漏洩がないか、P C B廃棄物が委託契約書と相違ないか等の確認項目を記載していること。

オ 積み込み・積み下ろし方法

P C B廃棄物はできる限り保管場所で運搬容器に収納して運搬車に積み込むこととするが、やむを得ず施設内で P C B廃棄物を移動する場合には、飛散流出防止、床面の保護等の必要な措置を行う旨記載していること。

カ 運搬容器の再利用

運搬容器は、P C B廃棄物による 2 次汚染がないよう必要な措置を講じた上で再利用することができるが、その場合、残留物を除去するために使用したウエス等及び吸収材の処理方法、容器の廃棄方法について記載していること。

キ 運行管理

ア) 運搬中に経路の変更があった場合等に連絡する運行管理者等の連絡先を記載していること。

イ) 携帯電話を運搬車の位置確認に使用する場合、運搬経路上における運行管理者等への連絡地点を記載していること。

(11) 緊急時対応マニュアルを作成していること。なお、緊急時対応マニュアルに記載する事項については以下のとおりとする。

ア イエローカード指針番号

イ 緊急措置

ウ 緊急通報

エ 緊急連絡先

オ 火災時の対処方法

カ 漏洩時の対処方法

キ 暴露・接触時の応急処置方法

ク 事後処置の方法

ケ 緊急時に使用する各種用具のリスト

なお、各種用具に付いての詳細な事項は、以下のとおりとする。

- 7) 保護具（厚生労働省通知（基発第 0210005 号、平成 17 年 2 月 10 日）の「P C B 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について」における「収集等作業、異常時等の作業」相当のもの）
- イ) 飛散流出防止用具（セルロース系の素材を使用した吸着マット及び吸収材、ウエス、土砂等）
- ロ) 消火器（粉末又は泡消火器）
- エ) 事故を案内する表示板
- カ) 緊急時の措置によって生じた P C B 汚染物を保管するための容器
- 2 市長は、P C B 事業計画書の提出があった場合は、速やかに形式要件の確認を行い、形式要件に適合する場合は、当該 P C B 事業計画書等を受理するものとする。
- なお、当該要件に適合しないと認められるときは、当該 P C B 事業計画書等を返却することができる。
- 3 市長は、前項に基づく審査等の過程において、P C B 事業計画者に対し、P C B 事業計画の変更等を指導し、又は提出された関係書類の訂正等を指示することができる。
- 4 P C B 事業計画者は、前号の指導又は指示（以下「指導等」という。）を受けた場合は、措置状況等の報告を市長に行わなければならない。
- 5 市長は、前項に基づく審査等の結果、当該 P C B 事業計画が適正なものと認められた場合は P C B 事業計画の審査等の終了を P C B 事業計画者に通知するものとする。
- 6 市長は、第 4 項に基づく指導等を行い、相当な期間を経過しても何ら措置等が取られない場合又は当該 P C B 事業計画が実施困難な状況にあると認められる場合は、P C B 事業計画の中断を命ずることができる。
- 7 市長は、前項に基づき P C B 事業計画の中断を命じた場合は、P C B 事業計画者等に対して P C B 事業計画書等の取下げを命ずることができる。
- （積替え保管事業計画）
- 第 5 条 市長は、事業計画者に該当した P C B 事業計画者に対し、申請等を行う前に事業計画書の提出を指示するものとする。
- 事業計画書の提出部数は、指針第 8 条第 2 項の例による。
- 2 前項に規定する事業計画書に添付する書類は、川崎市廃棄物処理業に係る事務取扱要領第 4 条の例によるほか、第 3 条第 1 項に規定する P C B 事業計画書とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項に規定する添付書類のほか、次の作業を行う場合は当該作業計画に関する資料を提出するものとする。
- (1) （覆い等及び換気装置を設置する場合）作業箇所の覆い等及び局所排気装置の設置状況
- (2) （モニタリングを実施する場合）モニタリング実施計画
- (3) （切断を行う場合）使用する工具
- (4) （液抜き・解体・切断・分解を行う場合）作業従事者に対する安全対策

(積替え保管事業計画に係る指導事項)

第6条 市長は、前条に基づき受理した事業計画書について、その内容の審査及び事業計画者からの聴取を行い、川崎市産業廃棄物処理業に係る審査基準第3条第2項の例によるほか、次に掲げる事項について法、ガイドライン、低濃度ガイドライン及び解体・切断方法ガイドラインに基づく内容であることを確認するものとする。

- (1) 原則として、積替え保管場所への搬入及び搬出は事業計画者が行い、保管のみの計画でないこと。
- (2) PCB廃棄物の積替え保管場所は、雨水等が直接かかることない施錠可能な屋内に設置し、雨水等が直接流入しない構造であること。
- (3) PCB廃棄物の保管場所は、PCB廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに仕切られていること。

なお、PCB廃棄物の飛散、流出、地下浸透を防止するため、コンクリートなどの防液堤を設けるとともに、原則としてPCB廃棄物が封入されている容器ごとにステンレス製の容器に入れ、かつ、流出を防止するためにPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れて保管できるものであること。

- (4) 積替え・保管場所でのPCB廃棄物の液抜きを行う場合（コンデンサ内のPCBをドラム缶に入れ換える等）は、生活環境及び作業環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう、次の事項について必要な措置を講じていること。

ア PCB廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないよう、床面を不浸透性の材料で覆う、オイルパンを設置する等の必要な措置を講ずること。なお、廃PCB等が漏れた場合には、速やかにウエス等で拭き取り、専用の保管容器に速やかに収納できること。

イ 液抜きに使用する装置との接続は、PCB廃棄物の漏洩が生じない構造となっていること。なお、PCB廃棄物の濃度が5,000mg/kgを超えるものの液抜きを行う場合には、グローブバック（密閉されたバッグの中でグローブを介して装置の取扱いをできるようにしたものという。）内で行う計画であること。

ウ 液抜きを行う際は、PCB廃棄物の濃度に応じて必要な措置を講じていること。

ア) 濃度が5,000mg/kgを超過する場合

揮発したPCB廃棄物が周辺環境を汚染しないよう、フランジ等が開口している時間を極力短くする、局所排気を行う（排気は活性炭を通して行う）、作業の場所をシート等で区画する等必要な措置を講じていること。

イ) 濃度が5,000mg/kg以下の場合

十分な換気が行える場所において作業をしていること。換気を行うことにより、周囲の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある場合には、排気装置（活性炭吸着装置付き等）を設置していること。

用具・機材等の使用に必要な最小限の開口部を除き、それ以外の開口部は通気性のないビニールシート等で密閉していること。

エ 液抜きを行う作業従事者は、PCBに対して有効な保護具等を着用していること。

- (5) 積替え・保管場所でのPCB廃棄物の解体・切断・分解は必要最低限のみを行うこととし、解体・切断・分解を行う場合には、生活環境及び作業環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう、次の事項について必要な措置を講じていること。ただし、PCB廃棄物の濃度が5,000mg/kgを超える場合には、原則、解体・切断・分解を行わないこと（コンデンサ外付け型安定器（環境省通知（環廃産発第14901618号、平成26年9月16日）の「ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解又は解体について」で認められた場合に限る。以下同じ。）はこの限りではない。）。

ア 前号ア及びウに掲げる事項を満足していること。なお、前号の「液抜き」とあるのは、必要な作業に読み替える。

イ 覆い等の内部で作業を行う場合には、覆い等（建屋等の内部で作業を行う場合であって、覆い等を設置していない場合には、作業箇所。以下本文中同じ。）に局所排気装置の設置をしていること。作業に切断が伴う場合には、集じん機能を有する局所排気装置の設置を行うこととし、切断するPCB廃棄物のPCB濃度が500mg/kgを超える場合には、局所排気装置の排気を活性炭吸着処理して排気していること。

ウ PCB濃度が50mg/kgを超えるPCB廃棄物を切断する場合及びコンデンサ外付け型安定器を分解又は解体する場合には、PCB濃度のモニタリングを実施すること。モニタリングの実施方法は別紙1のとおりとする。

エ 解体・切断・分解に使用する工具は、適切なものを選択していること。

オ 解体・切断・分解を行う作業従事者は、PCB及び切断により発生する粉じん等に対して有効な保護具等を着用していること。

- (6) 積替え保管場所の責任者は、当該積替え保管場所に常駐し、当該作業に関し指揮命令が行える者であること。また、当該責任者は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物収集運搬従事者講習会を修了している者であって、従事する者に対し、PCBの性状、作業方法や緊急時の対応等について講習会を実施しなければならない。

- 2 前項の審査については、第4条第2項から第7項までを準用する。

（周辺住民等への周知）

第7条 周辺住民等への周知等は、指針第10条及び第11条を準用する。

第3章 PCB事業計画者の責務

（PCB事業計画者の責務）

第8条 PCB事業計画者は、事業計画又はPCB事業計画を自らの責任において作成するとともに、提出された事業計画書又はPCB事業計画書の内容に基づき収集運搬を実施するよう努めなければならない。

- 2 事業計画の内容に変更が生じた場合は、法を遵守し、ガイドライン、低濃度ガイドライン及び解体・切断方法ガイドラインに適合するように努めなければならない。

- 3 JESCO PCB処理事業所へPCB廃棄物を搬入する場合は、その受入基準に従い運搬するよう努めなければならない。

第4章 許可申請等

(許可の申請)

第9条 PCB事業計画者は、PCB廃棄物収集運搬業許可申請を行う前に事業計画書又はPCB事業計画書の審査を終了しなければならない。

2 市長は、第4条第5項（第6条第2項において準用する場合を含む。）に規定する事業計画書又はPCB事業計画書の審査が終了した者に対して、新規許可及び事業の範囲の変更許可並びに更新許可の申請書等の提出を指導する。

3 前項の申請書等は、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出するものとする。

4 第2項に規定する者以外の者から申請書等の提出があった場合は、第3条第1項に規定するPCB事業計画書又は第5条第1項に規定する事業計画書を提出するように指導する。なお、提出された書類が申請書の場合は、当該指導に従わない場合、不許可処分になる可能性があることを伝え、申請書の提出を取り下げを命ずることができる。

第5章 許可の基準

(許可の基準)

第10条 PCB廃棄物収集運搬業の許可の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第5項に定める特別管理産業廃棄物処理業の許可の基準を準用するものとする。

(附則)

この要綱は、平成17年 6月22日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 1月30日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(別紙 1)

モニタリングの実施方法

(環境大気中のモニタリング)

第 1 条 モニタリングの調査方法は、モニタリング調査マニュアル（環境省環境保健部環境安全課）の大気中の P O P s モニタリング調査の例によること。ただし、市長が認めた場合は他の方法により実施することができる。

2 環境大気中の P C B 濃度の基準は 0.0005mg/m³ とする。

3 試料の採取地点は、作業箇所の風下側の敷地境界とする。ただし、近隣に指針第 4 条第 2 号に規定する施設（以下「配慮を要する施設」という。）が存在する場合には、当該方向の敷地境界とする。上記によれない場合は、市長が認める場所で行うものとする。

4 調査回数は、次の各号による。

(1) 近隣に配慮を要する施設が存在する場合

積替え保管場所で行う作業の初回の 1 工程（解体・切断方法ガイドラインの 4. 解体切断作業の工程を例として一連の作業を指す。以下同じ。）で実施後、6 月に 1 回の頻度で実施すること。ただし、当該作業の頻度が 6 月に 1 回に満たない場合は、毎回実施すること。

(2) 近隣に配慮を要する施設が存在しない場合

積替え保管場所で行う作業の初回の 1 工程で実施すること。ただし、作業方法等の変更があった場合には、改めて実施すること。

(作業空間中のモニタリング)

第 2 条 モニタリングの調査方法は、作業環境測定基準（昭和 51 年 4 月 22 日 労働省告示 46 号）の例によること。ただし、市長が認めた場合は他の方法により実施することができる。

2 作業空間中の P C B 濃度の基準は 0.01mg/m³ とする。

3 試料の採取地点は、作業環境測定基準第 10 条第 4 項において準用する第 2 条第 1 項第 2 号の 2 の規定の例によること。

4 調査回数は、次の各号による。

(1) 覆い等及び建屋の内部で測定する場合

積替え保管場所で行う作業の初回の 1 工程（解体・切断方法ガイドラインの 4. 解体切断作業の工程を例として一連の作業を指す。以下同じ。）で実施後、6 月に 1 回の頻度で実施すること。ただし、当該作業の頻度が 6 月に 1 回に満たない場合は、毎回実施すること。

(2) 前号以外の場合

不要

(共通事項)

第 3 条 第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項により実施したモニタリング調査結果は、3 年間保管すること。

2 第 1 条第 2 項及び第 2 条第 2 項の基準を超過した場合には、原因の究明及び対策を実施

すること。ただし、第1条第1項後段及び第2条第1項後段の方法により実施した場合であつて、第1条第2項及び第2条第2項の基準によらない場合には、市長が認めた適切な基準により評価するものとする。

3 前2条の規定は、自主的なモニタリングの実施を妨げるものではない。

○補足 脱炭素化に関する取組について

本市では、2022年に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、2030年度までの市域の温室効果ガス排出量の削減目標について、2013年度比50%削減と設定しています。また、2050年の市域の温室効果ガス排出量について実質ゼロを目指します。ここで「実質ゼロ」とは、人為的なCO₂排出量と、森林等のCO₂吸収量を差し引いて、CO₂排出をゼロとみなすものです。

また、本市の産業廃棄物処理指導計画（2022年度～2025年度）では3R・適正処理の推進や脱炭素化の推進等を施策の柱として設定しています。

つきましては、許可申請の際に事業計画書の提出を要する事業者については、事業計画書添付書類である事業計画全体の概要及び事業を行うにあたっての背景・経緯を記載した書類に、事業者としての産業廃棄物の発生抑制や再生利用等の脱炭素化に向けた基本方針や基本取組について記載していただくようお願いします。なお、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例第10条第1項又は第3項の規定に基づく事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者向け脱炭素化取組計画書を提出している場合には、その写し（抜粋）を添付することで代えても構いません。

基本方針や基本取組の具体例としては、①廃プラスチック類等の再生利用の推進、②省エネルギー対策に向けたエネルギー管理体制の構築、③車両・施設の省エネルギー対策、エコ運搬の実施・促進、④照明や空調の設定や使用時間の管理、⑤再生可能エネルギーの導入等が考えられます。基本方針等の検討にあたっては、本市が作成した「川崎市脱炭素化取組ガイドブック」や東京都が作成している中間処理施設向け省エネルギーマニュアル「産業廃棄物中間処理施設の省エネルギー対策」が参考になります。また、本市の脱炭素戦略推進室では、中小規模事業者の方々の脱炭素化支援としてCO₂排出量算定ツールの提供や省エネルギー診断、エコ化支援補助金の交付を行っています。

- ・川崎市環境局脱炭素戦略推進室「川崎市脱炭素化取組ガイドブック」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000138798.html>



- ・川崎市環境局脱炭素戦略推進室「事業活動と環境」

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-4-4-6-0-0-0-0-0-0.html>



- ・川崎市環境局廃棄物指導課「エコ運搬制度の手引き概要版」

https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000085/85528/2022_haiki.pdf

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター「産業廃棄物中間処理施設の省エネルギー対策」

<https://www.tokyo-co2down.jp/assets/company/seminar/type/text/recycle.pdf>



○補足 BCP（業務継続計画）について

BCP とは企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を決めておく計画のことを言います。

災害に備えた計画を策定している場合には、BCP（業務継続計画）の策定有無を記載し、その内容を添付してください。

災害時等においても産業廃棄物の処理が停滞し、生活環境や公衆衛生に支障が生じることがないように、「産業廃棄物の処理に関する BCP の作成ガイドライン」を策定しましたので、一般的な BCP と併せて、緊急時における業務継続体制の構築にご活用下さい。

- ・川崎市廃棄物指導課 「産業廃棄物の処理に関する BCP 作成ガイドライン」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000140691.html>

- ・川崎市経済労働局「BCP（事業継続計画）の策定について」

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000019715.html>

- ・内閣府防災担当「事業継続ガイドライン」

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/hajimete.html>

- ・中小企業庁「中小企業 BCP 策定運用指針」

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

- ・神奈川県「中小企業のための BCP（事業継続計画）作成のススメ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f4763>



○補足 エコ運搬制度とは

川崎市の条例により、川崎市内の事業者には、運送事業者や取引先事業者に対してエコ運搬の実施を要請する義務（または努力義務）が課せられています。

自動車由来の窒素酸化物及び二酸化炭素の更なる削減のため、川崎市内の事業者から要請がありましたら、エコ運搬の実施についてご協力をよろしくお願いいたします。

・エコ運搬制度とは？

A. 川崎市の条例（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例）に定められている制度です。市内の荷主※1及び荷受人※2が、自己の主たる事業に係る貨物や廃棄物（以

下「貨物等※3」）の運搬や購入などを行う際、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の実施を書面等で要請する制度のことで（対象自動車を使用されない場合を除きます※4）。

Q. エコ運搬とは？

A. 貨物等の運搬の際に、次の3項目を実施することをいいます。

- 1 エコドライブ及びエコドライブを行う旨の表示
- 2 自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用
- 3 低公害・低燃費車の積極的な使用

Q. どんな効果があるの？

A. エコ運搬制度により次の効果が期待されます。

- 1 エコドライブの普及や市内走行車両の低公害・低燃費化が進むことで、窒素酸化物及び二酸化炭素の削減に繋がります。
- 2 エコドライブの実施により、交通事故低減に繋がります。

・川崎市地域環境共創課「エコ運搬制度トップページ」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000085528.html>

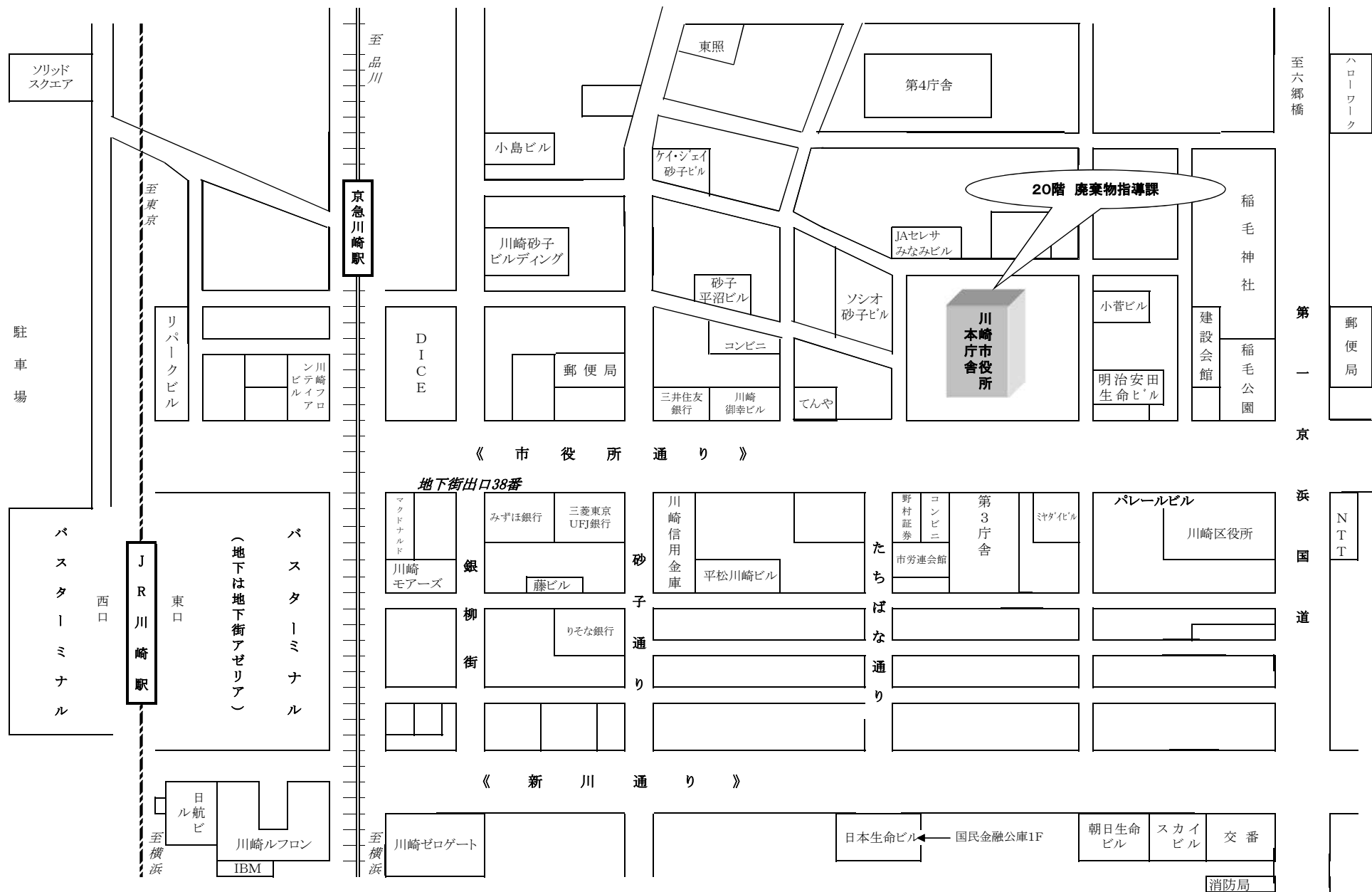


※1 本制度では「荷主」とは貨物等を搬出する事業者のことをいいます。そのため、倉庫業者なども出庫の際には「荷主」になります。

※2 本制度では「荷受人」とは貨物等を搬入する事業者のことをいいます。そのため、倉庫業者なども入庫の際には「荷受人」になります。

※3 市条例では、要請対象となる運搬行為を「貨物等」の運搬としており、「貨物等」とは「自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物」のことをいいます。

※4 対象自動車とは、1ナンバーのトラック、4ナンバーの小型トラック等（一部、6ナンバーを含む）及び8ナンバーの特種自動車（貨物等の運送の用に供するものに限る）をいいます。そのため、軽自動車、二輪自動車、乗用自動車、バス及び特殊自動車は対象外です。



廃棄物指導課案内図

令和6年6月

P C B廃棄物に係る
収集運搬業許可申請の手引き

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2596

FAX 044-200-3923

<http://www.city.kawasaki.jp/>